

騒音・振動規制法の特定施設 ～規制基準と届出について～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係
電話 3579-2594
FAX 3579-2249

特定工場等(特定施設を有する工場・事業所)に係る規制基準

騒音 (告示 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準)

区 域 の 区 分		騒音源の存する敷地と隣地との境界線における 音量(単位デシベル)					
種 別	該 当 地 域	朝6時	8時	19時	20時	23時	翌朝6時
第1種区域	▶ 第1種低層住居専用地域 ▶ 第2種低層住居専用地域	40	45	40	40		
第2種区域	▶ 第1種中高層住居専用地域 ▶ 第2種中高層住居専用地域 ▶ 第1種住居地域 ▶ 第2種住居地域 ▶ 準住居地域 ▶ 第1特別地域※	45	50	45	45		
第3種区域	▶ 近隣商業地域 ▶ 商業地域 ▶ 準工業地域 ▶ 第2特別地域※	55	60	55	50		
第4種区域	▶ 工業地域	60	70	60	55		

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。
※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合で、基準の厳しい区域の周囲30メートル以内の範囲をいう。

振動 (告示 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準)

区 域 の 区 分		振動源の存する敷地と隣地との境界線における 振動の大きさ(単位デシベル)			
種 別	該 当 地 域	朝8時	19時	20時	翌朝8時
第1種区域	▶ 第1種低層住居専用地域 ▶ 第2種低層住居専用地域 ▶ 第1種中高層住居専用地域 ▶ 第2種中高層住居専用地域 ▶ 第1種住居地域 ▶ 第2種住居地域 ▶ 準住居地域	60	55		
第2種区域	▶ 近隣商業地域 ▶ 商業地域 ▶ 準工業地域 ▶ 工業地域	65	60		

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

騒音規制法による特定施設の一覧

騒音規制法 別表第一

1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5[kW]以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75[kW]以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294[kN](30[重量トン])以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75[kW]以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ プラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機：一定の限度を超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。(冷凍機を除く) 送風機：原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45[m ³]以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200[kg]以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25[kW]以上のものに限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15[kW]以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25[kW]以上のものに限る。
ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15[kW]以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25[kW]以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25[kW]以上のものに限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

振動規制法による特定施設の一覧

振動規制法 別表第一

1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が1[kW]以上のものに限る。
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5[kW]以上のものに限る。
2 圧縮機	一定の限度を超える振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。(冷凍機を除く)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5[kW]以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95[kW]以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10[kW]以上のものに限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2[kW]以上のものに限る。
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2[kW]以上のものに限る。
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30[kW]以上のものに限る。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

特定工場等に関する法律の紹介

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

▼ 公害防止統括者（資格:工場において事業を統括管理する者）

騒音・振動施設等が設置されており、常時使用する従業員数が21名以上の特定工場

▼ 騒音関係公害防止管理者（資格:試験合格者・講習修了者）

指定地域内にあり、騒音発生施設を設置している特定工場

- ▷ 機械プレス(呼び加圧能力が980[kN] (100[重量トン]))以上)
- ▷ 鍛造機(落下部分の重量が1[トン]以上のハンマー)

▼ 振動関係公害防止管理者（資格:試験合格者・講習修了者）

指定地域内にあり、振動発生施設を設置している特定工場

- ▷ 液圧プレス(呼び加圧能力が2941[kN] (300[重量トン]))以上、ただし矯正プレスを除く)
- ▷ 機械プレス(呼び加圧能力が980[kN] (100[重量トン]))以上)
- ▷ 鍛造機 (落下部分の重量が1[トン]以上のハンマー)

届出等に関する主な条文の紹介

地域の指定（法律3条）

- ▶ 知事は特定工場などで発生する騒音・振動を規制する地域を指定しなければならない。

参考 板橋区内の指定地域は、工業専用地域を除く全ての地域です。(2002年9月現在)

規制基準の設定（法律4条）

- ▶ 知事は時間の区分、地域の区分ごとに規制基準を定めなければならない。

参考 規制基準は表紙(特定工場等にかかる規制基準)を参照。

規制基準の遵守義務（法律5条）

- ▶ 指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

特定施設の設置（法律6条）

- ▶ 指定地域内において特定施設を設置しようとするものは、設置工事開始の30日前までに届出なければならない。

特定施設の変更（法律8条）

- ▶ 特定施設の種類ごとの数及び防止の方法を変更するときは、変更工事開始の30日前までに届出なければならない。ただし、変更が総理府令で定める軽微な場合はこの限りでない。

届出書の提出部数（法律施行規則3条）

- ▶ 届出書の正本にその写し1通を添えて提出しなければならない。

氏名等変更届（法律10条）

- ▶ 変更があった日から30日以内に届出を行うこと。

廃止届（法律10条）

- ▶ 廃止があった日から30日以内に届出を行うこと。

承継届（法律11条）

- ▶ 承継があった日から30日以内に届出を行うこと。

計画変更勧告（法律9条）

- ▶ 特定工場等の設置・変更の届出があった場合に、特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことによって周辺の生活環境が損なわれると認めるとき。
 - ▷ 受理した日から30日以内に限り、届出をした者に対して事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止法、特定施設の使用法、配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

改善勧告（法律12条）

- ▶ 期限を定めて事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止法の改善、特定施設の使用法・配置を変更すべきことを勧告することができる。
 - ▷ 指定地域内にある特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことによって周辺の生活環境が損なわれると認めるとき。

改善命令（法律12条）

- ▶ 期限を定めて事態の除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止法の改善、特定施設の使用法・配置の変更を命令することができる。
 - ▷ 計画変更勧告を受けたものが、その勧告に従わず特定施設を設置しているとき。
 - ▷ 改善勧告を受けたものが、その勧告に従わないとき。